

令和3年度「ゼロカーボンシンポジウム in 信州上田」企画・運營業務委託仕様書

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が実施する「ゼロカーボンシンポジウム in 信州上田」を委託するに当たり、業務に必要な事項を定めるものであり、事業受託者（以下「受託者」という。）は本仕様書に基づき事業を実施するものとする。

1 事業実施の目的

本県では、2050年までに二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を実質ゼロとし、持続可能な脱炭素社会づくりを目標とする「ゼロカーボン戦略」を策定した。

2050年のゼロカーボン実現には、あらゆる主体と協働した取組が必要であり、事業者のみならず、住民一人ひとりがゼロカーボンに取組む意義や重要性等について理解を深めるとともにゼロカーボンへの取組を自分ごと化し、日常生活においてそれぞれができることを積極的に実践し行動することが求められる。

本事業では、ゼロカーボン実現に向け、幅広い世代の住民に対し、ゼロカーボンの基礎的知識や、上田地域の特長・特性を活かした先進的な取組について学び、考える機会を提供する。また、上田地域で先進的に取組む組織や団体が、関係構築を進める契機とする。なお、上田地域には高等教育機関等が集積しており、こうした世代にもゼロカーボンについて理解を深めてもらうこととする。

本事業を通じて、ポストコロナにおける持続可能な社会の実現を見据え、一人ひとりが行動を起こすこと、また、既に取り組を始めている実践者には、その継続と取組の対象範囲を一層拡大し深化させていくことを目的とする。

2 事業の実施場所

長野県上田地域（上田市、東御市、長和町、青木村）内

3 事業の実施期間

契約日から令和4年（2022年）3月11日（金）まで。ただし、シンポジウムは令和3年12月中までに開催することを目指す。シンポジウムの所要時間は2時間程度とする。

4 事業の実施体制

民間事業者に委託するものとする。受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

5 業務の内容

(1) シンポジウムの運営・管理

ア 本事業の目的を達成するために必要な、総合的な企画設計、実施計画及び実施運営マニュアル作成業務を行うこと。内容について委託者へ報告し必要と思われる事項について協議すること。

- イ 準備から開催までのスケジュール調整、当日の進行管理を行うこと。
- ウ 委託者及び関係者との連絡調整等の窓口となる担当者を置くこと。

(2) シンポジウムの会場設営・受付

- ア 受託者は、県の新型コロナウイルス対策方針を遵守した十分な身体的距離の確保が可能な広さの会場を用意すること。
- イ 事前に会場のレイアウト作成、参加者や登壇者の配席図の作成を行うこと。
- ウ 当日は身体的距離を確保した配席となるよう誘導すること。
- エ 円滑に会場へ誘導し着席できるよう案内板やサインを作成する等会場全体の設営をすること。
- オ 会場の音響、照明機材の設営及び撤収をすること。会場の設備状況を事前に確認し、設営等を行う。
- カ シンポジウムのタイトル看板、登壇者の名前を書いた紙を作成する等、必要な設営を行う。
- キ シンポジウム全体のプログラムを作成し、配布すること。そのほか必要な資料を参加人数分（予備含む）作成し配布すること。
- ク 当日の案内、受付業務を行うこと。その際、混雑しないように十分な身体的距離が保てるよう配慮して実施すること。
- ケ 開催日当日の運営計画について事前に委託者へ報告すること。

(3) シンポジウムの構成

ア 基調講演

ゼロカーボンとは何か基礎から分かりやすく学べる内容とすること。気候危機、地球温暖化に関する地域課題や、持続可能な社会との関連等からポストコロナ社会を見据えてゼロカーボンに取り組む意義について学べる基調講演とする。以下の項目についても言及すること。

- ・ゼロカーボン実現に向けた国や長野県の動向。
- ・上田地域における気候危機、温暖化の現状とゼロカーボン実現の課題。
- ・ゼロカーボン実現を目指す上で、上田地域の強みとなる気候風土等の特長等。

イ 先進事例紹介及びパネルディスカッション

① 先進事例紹介

住民が日常生活や働く組織において、ゼロカーボン実現を意識した新たな実践、行動とは何かを考える際に参考となるような事例紹介とする。上田地域で先進的に取り組んでいる個人、団体、その他、企業や教育機関等をパネリストとする。長野県ゼロカーボン戦略の重点施策である6つの柱（1. 交通、2. 建物、3. 産業、4. 再エネ、5. 呼吸・適応、6. 学び・行動）のすべての事例を何らかの形で網羅できるようなパネリストを選定すること。パネルディスカッションにおいて、幅広い世代間や産学官等での活発な意見交換となるようパネリストの構成を検討すること。

② パネルディスカッション

基調講演、事例紹介を踏まえて、基調講演講師をモデレーターに、パネリスト間で意見交換を実施する。意見交換を適切にファシリテートできるモデレーターを配置し、主に以下について、シンポジウム後に具体的にどのような行動を実践できるか議論する。

- ・上田地域の強みや特徴となるゼロカーボンへの取組、また課題は何か、各分野での取組事例を参考に、意見交換する。
- ・住民が日常生活においてできる取組を起点に意見交換する。
例 建物（省エネ・創エネ）、交通（EV・自転車利用）、学び・行動（エシカル消費）等
- ・登壇者間で今後連携して取り組む可能性について意見交換する。
- ・上田地域の住民と連携してできる取組の可能性について意見交換する。

(4) 基調講演講師（及びパネルディスカッションモデレーター）、事例紹介者の選定

ア 基調講演、事例紹介とも、シンポジウム開催の目的を達成し得る、かつ、集客につながる講師、事例紹介者を選定すること。開催日程等の調整から開催当日の補助等まで、シンポジウムが円滑に運営されるよう講師や登壇者にかかる一切の業務を行う。

イ 基調講演の講師、先進事例紹介者の選定においては委託者と事前に候補者の報告、必要に応じ協議を行うこと。

(5) 広報・集客

ア 目標参加者数である最低100人を確実に募るための設計を行った上で、効果的な広報・周知を十分に行うこと。参加人数が定員に満たない場合は対策を講じること。

イ インターネットを含む様々な媒体を活用してシンポジウムの趣旨・目的を踏まえ広報を行うこと。広報する媒体については事前に確認をとること。

ウ 集客にあたって若い世代の参加者が増えるよう、高校や高等教育機関等にも周知すること。

(6) アンケート調査の実施（調査票の作成・配布・回収、調査結果の集計・分析・報告）

ゼロカーボン実現に向けて行動する意向を示した人数（目標値100人）を主な指標に、本シンポジウムの実施効果、事業目的の達成度を測る。受託者は、参加者のシンポジウム前後の意識変化が把握できるアンケート調査票を提案・作成し、配布、回収、集計、分析するものとする。調査項目については委託者に報告・協議の上決定すること。

ア アンケート実施に係る調査票の調査項目の作成、配布、回収、集計、分析、報告書の作成等の業務を担う。

イ アンケート調査票、調査方法はシンポジウム前に委託者に報告し協議の上決定する。

ウ アンケート回収率は100%を目指すこと。

エ アンケート結果については報告書とともに委託者へ報告をすること。

(7) 委託者との協議及び報告に関する事項

ア 受託者は、実施に向けて、委託者と定期的に打ち合わせの場を持ち報告・協議をしながら進めること。その際、連絡調整の窓口となる担当者を配置すること。

イ 本仕様書に記載されていない事項については、受託者は委託者と協議しなければならない。

ウ 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、委託者と協議しなければならない。

エ 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

6 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 受託者は、新型コロナウイルス感染症対策に関して国や県が発する対策等の最新情報を確認した上でそれを遵守すること。

(2) 登壇者間・参加者間に十分な身体的距離を確保した上で着席すること、十分に換気ができることを考慮した会場を選定すること（原則として、座席による収容率 50%を上限に、参加者数に加え、当日の運営関係者が収容可能な会場を選定すること）。

(3) 3密（密閉・密集・密接）の徹底した回避

ア 受付時、入退場時、着席時に参加者間で十分な身体的距離を確保できるように配置すること。

イ 通路を一方通行とすることで入退場時の密集を回避すること。

(4) 飛沫感染・接触感染防止

ア 発熱や風邪のような症状がある方、海外の検疫対象地域から帰国後 14 日以内の方は当日参加できないことを事前に周知すること。

イ 登壇者間及び参加者間で飛沫・接触感染防止対策を十分に行うこと。

ウ 登壇者については飛沫感染防止策としてアクリル板の設置をすること。

エ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。マスクを持参していない者がいた場合は配布を行い、マスク 100%を担保すること。

(5) 殺菌・消毒

ア 会場内に消毒液を複数設置すること。

イ 会場入口で検温及び消毒液による手指消毒を実施する。

(6) 予防対策の注意喚起

ア 会場内に、新型コロナウイルス対策、感染予防のための注意事項が記載された張り紙を設置、適宜感染防止対策への協力のアナウンスをする等、開催中も注意喚起をすること。

イ 事前に感染防止対策への協力について周知すること。

(7) 参加者情報の管理

参加応募受付時または開場時に参加者の氏名・連絡先の記録をする。この際、個人情報漏洩防止を徹底して行うこと。万が一陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにすること。

(8) 新型コロナウイルス感染症や天災地変、その他やむを得ない事由により、本シンポジウムの開催方法に疑義が生じた場合、オンラインを活用した形での開催とする等、委託者と受託者とで開催方法について協議の上、決定すること。ただしその場合であっても以下7で示す業務に要する経費の限度額内とすること。

7 業務に要する経費の限度額

1,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

8 成果品

(1) 業務完了報告書

ア 本事業の成果品はアンケート分析結果を含む業務完了報告書とし、その提出期限を令和4年（2022年）3月11日（金）とする。

イ 業務完了報告書には、実施した講演やパネルディスカッションの内容、講師のプロフィール等について記載した書類に、参加者配布資料、参加者名簿、参加者数、写真、議事録、アンケートの内容とその分析結果を必ず含めること。

ウ 業務完了報告書の構成・内容については事前に委託者に提案、相談の上、決定すること。

(2) その他、委託者が必要と認める書類。

9 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、受託者は委託者へ事前に企画内容や実施方法について確認・報告・確認の上進めるものとする。

(2) 天災地変、新型コロナウイルス感染症その他やむを得ない事由により、本シンポジウムの開催方法に疑義が生じた場合、委託者と受託者とが協議した上で、契約内容を変更することができるものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

(4) 受託者は業務を履行するにあたり第三者に損害を与えた時はその賠償責任を負う。

10 県の取組に関する参考情報

- (1) 長野県ゼロカーボン戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/index.html>
- (2) 「気候非常事態宣言-2050 ゼロカーボンへの決意-」、長野県気候危機突破方針を策定
<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/climateemergency.html>
- (3) 長野県脱炭素社会づくり条例
<https://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/chosa/katsudo/teian/datsutanso.html>
- (4) 長野県地球温暖化対策条例（改正後）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/index.html>
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策総合サイト
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/jphp/corona.html>